

人権なら

2017年2月1日

第74号

NPOなら人権情報センター

●ひと・まち・生き生き

障害者差別なくす取り組み

河合町人権講座で喜多学志さんが講演

河合町「人権講座」が12月9日にあった。社会福祉法人「ひまわりの家」施設長の喜多学志さんが「奈良県障害者差別をなくす条例づくりの取り組みについて」をテーマに話をした＝写真。

喜多さんは、まず、「ひまわりの歩み」を紹介した。地元三宅小学校の先生の発案で、1992年1月に同小学校で誕生。背景には、障害のある人たちを地域で支えようという運動があった。

2001年4月、社会福祉法人「知的障害者の授産施設（通所）ひまわりの家」が仲間30人でスタート。以来、「地域で共に生きる」を理念に活動を続けてきた。障害のある当事者が「通うところ」だけでなく、「暮らすところ」が重要。現在、グループホーム9か所を運営し、約30人が生活している。



一番大切なのは「当事者のちから」

どうしたら、一人の人間として尊重され、安心して生活ができていくのか。一番大切なのは「当事者のちから」だ。「ピープルファースト・ジャパン」という知的障害者の当事者運動の全国事務局の活動も進めてきた。「自分たちのことは、自分たちが声を上げ決めていく」ということだ、と語った。

「奈良県障害者差別をなくす条例」（2016年4月1日施行）の制定に向けた運動は、「条例制定をめざす会」を2007年に設立。県内各地で学習会を重ね、20

13年に「条例をつくる実行委員会」に改め、障害者団体・当事者が駅頭での情宣・署名活動（2万3626筆）や、関係機関への働きかけなどを行った。

実行委員会は①条例制定の手続き。審議委員に当事者・団体を入れる。「わたしたちぬきに、わたしたちのことをきめないで」②差別の内容の明文化③救済機関の設置などを求めた。第1回検討委員会を2014年6月19日開催。「2014年度2月県議会」（2015年3月18日）で条例制定を実現した。検討委で「社会的障壁とは」「除去のための合理的配慮」「基本理念」などを議論。条例制定となったが、課題は多く残る。

最後に藤本隆二・条例推進委員会副委員長の一文「条例ができたから障害者差別がなくなるとは考えられない。差別解消法ができてもなくならないのだから、障害者差別を許さない運動を続けていこうと思う」を紹介。映像や資料を使った話は分かりやすかった。

中企協が確定申告説明会

県中小企業者協会は2月7日から21日まで、支局会員を対象に2016年分「確定申告相談会」を開催する。相談会の日時、会場、対象支局は本紙前号で既報した。一方、中小企業者協会の会員を対象にした「相談会」は次の日程で郡市町ごとに実施する。

磯城郡（三宅町、川西町、田原本町）は2月22・23・24・27日。奈良市、桜井市は3月1日。天理市は3月2・3日。御所市、葛城市、香芝市、宇陀市、北葛城郡は3月6日。大和郡山市、生駒市・郡、他府県は3月7日。橿原市、大和高田市、五條市は3月8日。

受付時間はいずれも午前9時半～午前11時半、午後1時半～午後3時半。会場は三宅町上但馬団地解放会館。問い合わせは0744-33-3939まで。

行基・忍性の足跡を訪ねて

「反差別・人権センター〈絆〉」が生駒谷を探索

「反差別・人権交流センター(絆)」が11月19日、「行基・忍性の足跡を訪ねて」をテーマに生駒谷をフィールドワークした。参加者19人は吉田栄治郎・天理大学講師の案内で、近鉄一分駅ー往馬(いこま)大社ー竹林寺・古墳・行基墓・忍性墓ー輿山(こしやま)墓地・往生院ー南生駒駅のコースを回った。

生駒谷は現在の生駒市と平群町の境界にあるまん

が淵より上流の竜田川と、その支流である東生駒川をいう。東西に奈良街



道、南北に清滝街道の道が交差する古くからの交通の要衝だ。標高642.3mの生駒山は、信貴山、二上山、葛城山、金剛山に連なる山脈の北の端に位置する。これらの山は山岳修行の地として知られ、かつて多くの山岳寺院が点在した。

行基と忍性の墓がある竹林寺境内

近鉄一分駅を起点に、まず往馬大社(生駒神社・生駒谷の郷宮)へ。往馬大社は延喜式で「往馬坐伊古麻都比古(いこまにいますいこまつひこ)神社二座」に比定される神社。生駒谷17か村の氏神で、秋祭りは宮座により執り行われる。祭りでは「弁随(ベンズリ)舞」「火取り神事」(県無形文化財)が有名だ。

竹林寺は住宅地を抜け、木々に囲まれた丘にある静かなたたずまい。宗派は律宗(唐招提寺の末寺)。行基の開基と伝えられる。行基が母親の菩提を弔って住んだ生駒仙房・草野仙房(かやのせんぼう)の跡とされる。奈良時代には「生馬院」と呼ばれたという。境内には、行基と忍性の墓がある＝写真。

行基は渡来系僧とされ、諸国をめぐり、橋を架け、

道を開き、貧窮人を救い、路傍に遺棄された遺体を火葬するなどの「社会事業」を行った。

「癩」者(非人)を救済した鎌倉時代の僧・忍性

忍性は現・三宅町屏風に生まれ、母の菩提を弔うため奈良般若寺にあった「疥癩之屋舎」の「癩(らい)」者を背負って、朝夕、奈良市中に運んだと伝えられる。また、「大和七宿」に文殊菩薩絵像を安置し、「癩」者(非人)を救済した。

非人宿は「癩」者(非人)の生活のために寺院が造った施設。鎌倉時代には大和全域で17か所あったとされる。非人宿の管理者が作った集落の住人は「癩」

者ではなく、寺院が世話のために派遣した浄人と呼ばれる下級僧侶。集落は江戸時代には夙(しゅく)と呼ばれる被差別集落になった。



行基供養塔が残る輿山墓地・往生院

往生院(写真)は749年に没した行基を火葬した「生馬山之東陵」の跡に作られた寺。華嚴宗の寺院で、本尊は行基菩薩。行基の自画像が納められているという。

本堂の前にある宝篋印塔(ほうきょういんとう・重要文化財)は正元元年(1259)の銘がある。県内では最古という。本堂裏(本来こちらが正面)の五輪塔(高さ287cm)は、鎌倉時代末期に製作の行基供養塔とされる。また、輿山郷墓には、戦国時代後半の五輪碑、六字名号碑、阿弥陀三尊舟形板碑などもある。

小雨がぱらつく天気だったが、雨が上がると、小高い場所にある輿山墓地・往生院から見る生駒谷の景色はとて素晴らしかった。

フィールドワークのあと、懇親会を開催。仲間たちと楽しい時間を過ごした。

「陵墓と周辺村落」テーマに

谷山正道・天理大学教授が歴史講座で講演

第6回「県民歴史講座」が12月6日、県人権センターであった＝写真。谷山正道・天理大学教授(写真)が「陵墓と周辺村落－近世から近代へ」をテーマに講演した。このテーマは、各地域をフィールドワークで訪れた際にも、「陵墓が地域の人々によって、様々に利用されてきた」と聞いていたので、興味深く話を聞いた。



谷山さんは「文久の修陵は、これまでの陵墓の姿を大きく変えるものであった」。文久は西暦1861年～64年。修陵事業の実施背景と修復の有様、周辺地域住民への影響、「隍水」(こうすい・陵墓の周豪に湛えられた水)の利用なども紹介したい。「陵墓研究」には様々な方法があるが、「地域住民にとっての陵墓という観点から」問題にアプローチしたい、と話を始めた。

地域住民にとっての陵墓の観点からアプローチ

明治維新に向かう大きな時代の流れを背景に、万延元年(1860)の「桜田門外の変」(幕府大老、井伊直弼が暗殺された事件)後、「幕府の権威回復をはかろうと、公武合体(朝廷との融和)」の動きが加速する。宇都宮藩主戸田忠恕が文久2年(1862)閏8月、「山稜修築の建白書」を幕府に提出。これを受け、「山稜奉行」に任命された宇都宮藩家老・戸田忠至を中心に、修陵事業が実施されることになったという。

修陵の実施に先立ち、文久2年(1862)11月5日、京都を手始めに約1か月をかけ、畿内の陵墓を巡検。工事は「神武陵」を皮切りに、文久3年(1863)5月から慶応元年(1865)9月にかけて、大和・山城・摂津・河内・和泉の5畿内で実施。費用は総額7万3814両。うち1万3759両余が「神武陵」築造に使われた。

各陵墓の地定が行われ、鳥居や木戸を設け、柵で

囲んだ拝所が、奉幣使が祭祀を行うために設置された。尊号を刻んだ石標も立てられた。

「修陵」以前は、「周辺の村人らは自由に立ち入り通行するとともに、陵墓

やその周りの地を耕作地、雑木(燃料)や草



(肥料)の採取地、用水源として利用していた。また、陵墓内に社や堂を建てているケース、雨乞い祈願の対象としているケース(「神功皇后陵」など)、墓地としての利用(「開化陵」など)も見られた」。

陵墓の姿を大きく変えた「文久の修陵」事業

このように、「文久の修陵」は陵墓と周辺村民との関係を大きく変えるものだった。修陵に際しても、各陵墓の兆域(ちょういき・墓の区域)が定められた。内部に存在した民有地(耕作地)などは買い上げられた。また、社や堂、石灯籠や墓は兆域外へ移すように命じられた。

こうして、陵墓は囲い込まれ、新たに設けられた「長」「守戸」によって管理された。彼らは、朝廷・山陵奉行によって任命され、俸給が支給され、苗字帯刀なども許された。

しかし、「文久の修陵」以降、陵墓と周辺の村民との関係が断ち切られたわけではなかった。墳丘部に生えている雑木や草の採取(燃料や肥やしとして使用)などは、自由に行うことはできなくなったが、「掃除」という形で認められた。「隍水」の利用も制約はあるが、重要な灌漑水源として周辺の村民によって利用され続けた、という。

数多くの古地図や絵図のほか、資料「元禄の山稜調査と普請」と「渋谷村と景行天皇陵」の話は、「陵墓」と地域の人々の暮らしや意識などを知り得ることができ、興味をそそわれた。

講演のあと、今年度の「講座」の閉講式があった。

やまゆい園事件を考える

藤井克徳・日本障害者協議会代表が講演

7月26日に起きた相模原市の障害者施設での殺傷事件を受けて、事件の背後にある「優生思想」、それを容認する社会について共に考える集会在12月18日、奈良市中部公民館であった＝写真。

集会名は「藤井克徳さんと考える相模原やまゆい園事件・奈良」。テーマは「ナチスドイツ『価値なき生命の抹殺作戦(T4作戦)』からひもとく優生思想の本質とは」。日本障害者協議会代表の藤井克徳さんが講演した＝写真。



藤井さんは、ナチスドイツ下で行われた20万人もの障害者虐殺(T4作戦)を調査してきた。講演で藤井さんは、19人の命が奪われ、命は取り止めたものの心や身体を深く傷つけられた今回の事件は、重度障害者を標的にした残虐な殺人事件であること。容疑者が衆議院議長に宛てた手紙「障害者は生きていても仕方がない」「安楽死させたほうがいい」は、ナチス政権下で行われた「価値なき命の抹殺作戦(T4作戦)」と

編集後記 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

米国大統領にトランプが就任した。これほど反発される大統領も珍しい。彼は一部の白人労働者に支持されている。逆に、黒人、ヒスパニック、女性などからは認められていない。白人至上主義で、人種差別主義者とされる。大規模な抗議活動が続くのは至極当然のことだ。世界のトップ8人の資産が下位36億人の資産に匹敵するという。単に格差と言うどころの話ではない。こうした現実がトランプや世界のポピュリズム指導者を生んできている。この歪んだ構造を孕む政治経済状況を打破しないと矛盾は解消しない。ますます悪化する。不満や不安や不信の根っこに目を向けたい。

重なる。ここで言われた「価値」の基準は、働く能力や社会への負担の度合いとされた。今回の事件はこうした「優生思想」を彷彿させた、と話した。



「優生思想」が日本社会に深く根ざしている

また、人里離れた「入所施設」の現状や、「匿名報道」にふれ、現在の社会の在り方とともに、「優生思想」が日本社会に深く根ざしていることを指摘した。

ナチスドイツが行った「T4作戦」についても紹介。NHKと共同製作したドキュメントを上映した。最後に、優生思想と対峙するのが「障害者権利条約」だとして、第8条に「障害に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行と戦うこと」が記されていると述べ、闘いの大切さを訴えた。質問や発言のあと、集会アピールを採択した。



集会は奈良県障害者協議会、ピープルファースト奈良、県精神障害者家族会連合会、障害者差別をなくす県条例推進委員会が呼びかけた。14団体で構成する実行委員会には、NPOなら人権情報センター、反差別人権交流センター(絆)も参加した。

12月15日には、近鉄八木駅前障害者差別をなくす県条例の情宣活動に取り組んだ＝写真。

ニュースレター「人権なら」

発行:NPO法人なら人権情報センター

〒636-0223

奈良県磯城郡田原本町鍵301-1

TEL:0744-33-8585/FAX:0744-32-8833

E-mail: info@nponara.or.jp

http://www.nponara.or.jp/